

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

(平成26年分以降用)

中小企業者の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額	①	円	繰越税額控除の計算に関する明細						
	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12}{100}$)	②			前年超過要件に係る試験研究費の額の計算			本年分	前年分	
								A	B	
						試験研究費の額	⑭	円	円	
						$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	⑮		12	
	事業所得に係る所得税額	③								
	本年税額基準額 (③× $\frac{20\text{又は}30}{100}$)	④				改定試験研究費の額 (⑭×⑮)	⑯		円	
	本年税額控除可能額 (②と④のうち少ない金額)	⑤			翌年繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算	年	分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑰－⑱)
								⑰	⑱	⑲
								円	(⑩の金額)円	
平成 年分 (前年分)										
本年分			(②の金額)			(⑤の金額)	外 円			
繰越分	本年税額控除額 (⑤－⑥)	⑦			合計					
	差引本年税額基準額残額 (④－⑤)	⑧								
	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (⑰の「平成 年分」)	⑨								
	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑧と⑨のうち少ない金額) ((⑭のA) ≤ (⑯のB) の場合は0)	⑩								
	所得税額超過構成額	⑪								
	本年繰越税額控除額 (⑩－⑪)	⑫								
	所得税額の特別控除額 (⑦＋⑫)	⑬								

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項及び第 5 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第 10 条の 2 第 1 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載します。

なお、この特別控除は、旧措法第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、外国税額控除（平成 27 年改正前の所得税法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成 27 年改正前の震災特例法」といいます。）第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「④」欄は、平成 26 年及び平成 27 年の各年分については「20 又は」を消し、平成 28 年分以降については「又は 30」を消します。
- (4) 「⑥」欄には、「**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**」の「⑪」欄の B の金額を記載します。
- (5) 「⑪」欄には、「**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**」の「⑩」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑰」の「平成 年分（前年分）」欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑱」（前年が平成 25 年分の場合は、「**中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）**」の「翌年繰越額⑳」）の金額（外書の金額を含みます。）を記載し、「本年分」の各欄には「②」又は「⑤」の金額を記載します。
- (7) 「翌年繰越額⑱」欄の外書には、旧措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（旧震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**」の「**所得税額超過構成額 B**」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条、第 10 条の 2、平成 27 年改正法附則第 57 条、第 58 条